

2015年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

2015年4月から「改正」介護保険制度と介護報酬の改定が実施されました。2014年6月18日「地域医療介護総合法」に続き、2015年5月27日には、医療保険制度等の見直し関連法が成立しました。国保の都道府県単位化、入院給食自己負担、「患者申出療養制度」創設による混合診療の拡大、大病院への紹介状なしの受診時定額負担の導入など、国民・患者負担増の医療保険制度改悪が実行に向け準備されています。

安倍内閣は、「戦争できる国づくり」と「企業が一番活躍しやすい国づくり」にむけ、暴走を続けています。社会保障における国の役割は「自助・自立のための環境整備」とし、「自然増も含め聖域なく見なおし、徹底的に効率化・適正化していく」としました。2014 年末の財政制度等審議会「建議」の、医療・介護予算の「自然増」を半分以下に削減するよう求めたことに沿った形になっています。

6月30日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015(骨太の方針)」は、16年度から18年度までの3年間を「集中改革期間」と位置づけ、さらに社会保障の歳出見直しに「重点的に取り組む」と明記。社会保障予算の自然増抑制額は3年間で9000億円から1兆5000億円とされており、秋から年末にかけて新たな「削減計画」として、後期高齢者医療の1割負担を2割に、受診時定額負担(保険免責制)導入など検討されています。同時に、「日本再興戦略改訂(新成長戦略)」では、「法人税実効税率の2割台への引き下げ」と「社会保障費の自然増抑制」、戦略市場創造プランの第1に『国民の「健康寿命」の延伸』として「健康長寿社会」をビジネスの拡大チャンスと位置づけました。企業参入で公的保険外のサービス産業の活性化をめざす一方、医療・介護・福祉の分野が営利企業の市場として開放され、弱者の切り捨てが懸念されます。

「2014国民生活基礎調査」では、生活が「苦しい」とした世帯は前年比2.5ポイント増の62.4%で、過去最多となっています。1世帯当たり平均所得は前年比1.5%減で、ピークの1994年の8割程度です。アベノミクスと消費税増税および社会保障改悪によって格差は拡大しています。住民の生活を改善し充実させることが、待ったなしの課題となっています。今こそ、憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先する自治体の役割が重要になっています。

私たちは住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

記

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】県民の要望である福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料を一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって引き下げてください。  
保険料段階は低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

(回答)

第6期事業計画では、基金を取り崩すととも第5期の8段階から11段階へ応能性を高めています。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)

国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

③補足給付の申請手続きの見直しで介護保険施設入所者が利用できなくなることはやめてください。資産の確認など必要以上にプライバシーを侵害しないでください。

(回答)

国の制度を順守しつつ、プライバシーに配慮して実施しています。

## (2) 基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)

保険料とのバランスを考え、計画的に整備する予定です。

②地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。

(回答)

知多市の人口規模や包括支援センターの利便性、機能性を高めるため、平成20年度に2か所設置していた包括支援センターを統合しました。社会福祉協議会に設置することで交通アクセスの利便性を高め、同じ建物に高齢者虐待相談センターや知多地域成年後見センターを設置し、支援体制の機能強化を図りました。

③サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障し、サービスに見合ったものとしてください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

④介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。

(回答)

研修について、適宜開催しています。

## (3) 総合事業について

### ①総合事業移行にあたっての考え方

★ア. 総合事業への移行にあたっては、現在、介護予防訪問と介護予防通所介護を利用している要支援者の実態を十分に把握し、期間を区切って「卒業」を押し付けることはしないでください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

★イ. 指定事業者の「緩和した基準によるサービス」は導入しないでください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

ウ. サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障してください。住民ボランティア等への移行を押し付けるような指導を行わないようにしてください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

エ. 総合事業への移行に当たっては、介護予防訪問と介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスの利用を維持したうえで、上乘せして新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持してください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

## ②介護保険利用の際の手続き

★ア. 介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

(回答)

国の制度に沿いつつ、現状をよく把握しながら実施に向け検討してまいります。

イ. ケアマネジメントについては、現行の予防給付と同様に居宅介護支援事業所への委託を可能とし、現行額以上の委託料を保障してください。

(回答)

新しい総合事業では、地域包括支援センターから指定居宅介護事業所に対する委託も可能となっています。委託料については、国の基準に沿って設定する予定です。

## ③総事業費の確保と必要な補助(助成)

ア. サービスの提供に必要な総事業費を確保してください。地域支援事業の「上限」を理由に、利用者の現行相当サービスの利用を抑制しないで下さい。国または自治体の財政支援を行ってください。

(回答)

国の基準に沿った事業費の中で、バランスのとれたサービスの提供に努めてまいります。

イ. 住民の「助け合い」については、現行サービス利用を前提に、さらに地域の支えあいや地域づくりを促進するものとして位置付けてください。「助け合い」活動にかかわる住民・各団体の要望を尊重し、必要な施設・設備の提供や、必要な経費の補助(助成)を行ってください。

(回答)

市民団体等による高齢者や障がい者等を対象とした地域での福祉活動については、地域福祉振興事業補助金を交付して支援しています。

## (4)高齢者福祉施策等の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

(回答)

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で要件を満たした方について民生委員が訪問し、生活状況の調査や緊急連絡先などの登録を行い、安否確認をしています。また、ひとり暮らし高齢

者については、希望される方に老人クラブ員による友愛訪問を毎月1回実施し、安否確認を行っています。

食事サービスでの配食の際には、弁当を手渡しすることにより安否確認をしています。買い物支援については、社会福祉協議会や地域住民のボランティアにより実施されており、市の施策として行う予定はありません。

イ. 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。

(回答)

福祉タクシー料金助成制度により、75歳以上で要支援・要介護認定を受けている方を対象に、タクシーの初乗り料金相当額の助成利用券(年間12枚以内)を交付しています。また、75歳以上の方は、市のコミュニティ交通「あいあいバス」の定期券(1か月2,000円で乗り放題)を利用できます。

障害者についても、同助成制度により、障がい者手帳をお持ちの方を対象にタクシーの初乗り料金相当額の助成利用券(級に応じて年間36枚又は12枚)を交付しております。また、市のコミュニティ交通「あいあいバス」は無料で乗車できます。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。

(回答)

宅老所、街角サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の地域福祉振興事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しています。

エ. 高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。

(回答)

現在のところ、市で整備する考えはありません。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。

(回答)

買い物、調理が困難なひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定を受けている方を含む高齢者世帯を対象に実施しています。配食は、昼食又は夕食のいずれか1食で、手渡しすることで行って安否確認を行っています。利用者負担額の引き下げは、現在のところ考えておりません。

なお、高齢者を対象としたふれあい方式の会食を行う給食ボランティア団体に対し、市補助金(地域福祉振興事業補助金)を交付しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)

住宅改修費、福祉用具購入費については、すでに受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については実施の予定はありません。

#### ★(5)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)

65歳以上で、要介護1以上の認定を受けている方は、障害者控除又は特別障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)

要介護認定を受けたすべての方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう案内を送付しています。

## 2. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答)

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。違法な「水際作戦」は行っていません。

②扶養義務者への通知や報告の求めについては、国会の政府答弁や政令等で示されているように、福祉事務所が家庭裁判所の審判等を経た費用徴収を行うこととなる蓋然性が高いと判断するなど、明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限られることを徹底してください。

(回答)

明らかに扶養が可能と思われるにも関わらず扶養を履行していないと認められる場合に限り行っています。

③国による生活保護費の引き下げに対して、就学援助や地方税の非課税基準、国民健康保険の保険料・一部負担金の減免など、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

(回答)

生活保護費と連動する諸施策については、国の通知等により、各担当部署で対応しております。

★④ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うようにしてください。

(回答)

生活保護受給者数にあわせ、適正な職員配置をしていきます。指導にあたる担当者の研修や勉強会を適宜開催し、資質向上に努めています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

(回答)

警察官OBの生活保護窓口への配置はしておりません。

⑥生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。

(回答)

自立相談支援事業を直営で行っています。また、生活保護が必要であれば生活保護の制度を説明し、本人の申請の意思を確認したうえで申請を受理しています。

- ★⑦基準改定に伴う住宅扶助の引き下げについて、現行基準が適用できる例外措置について具体的な事例を記載したお知らせ文書を全生活保護世帯に送付して周知し、不当な減額や転居が起こらないようにしてください。当事者が望まない地域や劣悪な物件など、意に反した勸奨は厳に慎んでください。

(回答)

対象となる世帯を現業員が訪問し、住宅扶助の引下げについて説明をしました。現行基準が適用できる例外措置についても説明をし、当事者の意思を確認したうえで例外措置を適用しています。

- ★⑧冬季加算については、できる限り生活保護利用者の健康状態等に影響を与えないよう、次の諸点を周知徹底してください。

ア. 重度障害者加算を算定している人や要介護度が3以上または傷病・障害等による療養のための外出が著しく困難であり常時在宅をせざるを得ないなど、平成27年5月14日付保護課長通知が定める1.3倍基準を設定できる場合を具体的に記載したお知らせ文書を全生活保護利用世帯に送付して周知してください。

(回答)

実施予定です。

イ. 上記の例外措置を柔軟に適用し、最大限活用することで、支給される冬季加算の減額を回避してください。

(回答)

対象世帯の現状を把握し、適正に対応していきます。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応等

①徴収は自治体の業務であることをふまえて、愛知県地方税滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。

(回答)

移管済みです。愛知県と知多地域の市町が緊密に連携しながら、地方税の滞納額を縮減するとともに、職員の徴収技術の向上を図るために参加しています。

- ★②税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答)

差し押さえ禁止財産の差押はいたしません。実態調査につとめ、納税相談、分納、減免には応じます。

### 4. 国保の改善について

- ★①国の財政支援を抜本的に増額することを求めるとともに、国保財政を安定化し、保険料の大幅引き下げを実現してください。

(回答)

平成27年度から国の財政支援が強化されており、保険者としても、国への財政支援の拡大を

要望してまいります。なお、保険税の引き下げについては、現在考えておりません。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(回答)

国民健康保険事業は、一般会計から独立した特別会計のもとで、国保税や国庫負担金等の特定の収入を財源に行うもので、保険税率等は適正なものとし、保険税を引き上げないための安易な繰り入れは考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(回答)

応益負担の考えから、一般会計からの繰り入れによる減免の拡大は考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とにならないようにしてください。

(回答)

保険税の減免制度の拡充については、現在考えておりません。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答)

所得減少による減免要件の拡大については、現在考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては「保険証は1年以上」とし、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答)

資格証明書は現在交付しておりません。

18歳年度末までの子どもに対しての交付はしません。また、母子家庭等や障害者のいる世帯などは交付の際に考慮します。なお、義務教育終了前の子どもについては、6か月以上の有効期限の保険証を交付します。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。「給付と滞納は別」であることから、滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

(回答)

滞納による給付制限は実施しておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

(回答)

分納誓約書を提出した世帯で、定期的に納付が履行され、今後も納付計画に従って、納付

されると見込まれる世帯には、正規の保険証を交付できることとしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

(回答)【収納課】

財産調査等により実態把握に努め、再三の催告、納税相談等に応じていただけない場合や著しく約束が履行されない場合等について、やむを得ず差し押さえを実施しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

(回答)

一部負担金の減免制度の拡充については、現在考えておりません。なお、一部負担金の減免制度の周知については、市広報誌、ホームページで行っております。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)

拡充の予定はありません。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

実施の予定はありません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

実施の予定はありません。

④国に対して、福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともに、当面は一般会計繰り入れで補てんしてください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。また、一般会計からの繰り入れは考えていません。

## 6. 子育て支援などについて

★①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、ひとり親世帯に対する生活支援施策の具体化を行ってください。

(回答)

母子・父子自立支援員による相談支援、ひとり親家庭等日常生活支援事業(ホームヘルパーの派遣)、児童訪問援助事業(ホームフレンドの派遣)を実施しています。また、ひとり親家庭の保護者の学び直しの支援として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を検討中です。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとってください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。

(回答)

知多市では就学援助制度の主旨に鑑み、教育の機会均等を確保するという就学援助制度の根幹を第一に考え、平成26年度から、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.3倍未満の世帯までに拡充しました。1.4倍以下へのさらなる拡充は検討しておりません。

また、就学援助制度について学校及び市の双方で周知するとともに、申請の受付についても学校及び市役所で受け付け、引き続き周知徹底を図ります。

★③憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもをなくしてください。

(回答)

学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはありません。

なお、給食費の支払いが困難な世帯については、就学援助の相談をすすめています。給食費未納の有無にかかわらず全員が給食を食べられています。

★④児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。

(回答)

保育を希望する児童が保育を受けられるよう、クラス編成や保育士配置の見直し及び老朽化した施設の改修等により、未満児定員を順次拡大します。

また、保育所と地域型保育事業等とは職員配置基準等が異なりますので、基準としては同一にはなりません。施設形態の違いによって受ける保育に格差がないよう、保育士研修を充実させ、指導監督を徹底していきます。

⑤児童虐待や“いじめ”の早期発見に努め、重大事故とならないよう、情報公開を行い、防止対策を強めてください。そのためにカウンセラーなど専門職を配置してください。

(回答)

いじめ問題等対策会議を設置して、いじめ、不登校又は問題行動(以下「いじめ等」という。)の早期発見とその状況等に関する情報交換に関する事、いじめ等の早期対応及び当該児童等に対する支援の内容に係る協議に関する事を所管しています。

学校においては、いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止対策委員会を設置しています。アンケート調査の実施など、いじめの早期発見に努めるとともに、児童等からサインに注意して、教員間での情報共有を図り、学校全体で対応するとともに、教育委員会と情報を共有して、早期解決に努めています。また、教育委員会に教育相談員、スクールカウンセラーを配置しています。

⑥「新婚・子育て・ひとり親」世帯に家賃補助等の支援策を実現してください。」

(回答)

家賃補助等の支援策の実施予定はありません。

⑦妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

(回答)

妊産婦健診は、現在、子宮頸がん検診、HTLV-1・クラミジア検査、産前14回及び産後1回の健診に対して助成を行っています。なお、平成25年度から、国による産前14回分の交付税措置となりました。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できるよう、希望する障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)

障がい者が必要とする時間を支給しております。

②移動支援を、障害者・児が必要とする通学・通所に利用できるようにしてください。

(回答)

移動支援の支給につきましては、総合支援法の対象を基本とし、通所・通学は移動支援の対象の範囲ではないと考えており、今後につきましても同様に考えております。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にしてください。

(回答)

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

④障害児者へのインフルエンザ予防接種費用の補助制度を設けてください。

(回答)

インフルエンザ予防接種において、障がいの有無で補助制度の適用をわける考えはありません。

★⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

ア. 65歳到達前に障害者本人の利用(意向状況)聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明をおこなってください。

(回答)

65歳到達前に、障害者本人に文書で制度の説明を行っています。

イ. 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの打ち切りをおこなわないでください。

(回答)

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

⑥通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。

(回答)

国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

★⑦相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)

相談支援事業は、近隣2市2町で共同で実施しており、専門職員を配置して、きめ細かな相談支援が行えるよう努めています。

## 8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの予防接種は、今のところ法に定められた予防接種ではないため、副作用等の健康被害が生じた場合には、市が独自に救済をしなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

(回答)

高齢者用肺炎球菌は、平成26年10月よりインフルエンザと同様に定期(B類)接種とされたことから、定期接種、任意接種に係わらず予防接種の自己負担金を2,400円にしています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

(回答)

大人の風疹ワクチン接種は、補助はしていますが、法に定められた予防接種ではないため無料にする考えはありません。

**【2】国および愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税を中止してください。

(回答)

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②マクロ経済スライドによる年金切り下げをやめてください。若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくってください。

(回答)

年金制度を恒久的かつ健全に持続させていくために必要であると考えているので、現在のところ要望等の予定はありません。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。介護報酬を再改定し、事業所閉鎖などサービス提供の低下を防ぐとともに、介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)

国庫負担の増額につきましては、全国介護保険広域化推進会議を通じて要望しております。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。また、福祉医療助成に対する国民健康保険の国庫負担金の削減はやめてください。

(回答)

子どもの医療費無料制度については、機会を捉えて要望してまいります。また、国庫負担金の削減についても、機会を捉えて要望してまいります。

⑤後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度としてください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

③後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

### (2) 県民の医療を守り、医療提供体制の充実のために

①市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

②県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないでください。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにしてください。

(回答)

公立西知多総合病院は、県の地域医療ビジョン策定に関与する立場にありません。ただし、地域医療ビジョン策定後は、それぞれの地域における各種病床の必要数が定められ、必要数を超えての新たな設置許可は受けられないこととなる見込みですので、当院においては急性期病床以外に必要な病床種別の有無の見極めを速やかに行うべきものと考えております。

## 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

②一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

③後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。

(回答)

機会を捉えて要望してまいります。

以上